

報告第9号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成18年9月21日

提出者 足立区長 鈴木恒年

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成18年7月12日	102,480円		平成18年5月29日、 のごみ集積所に進入するため、清掃車を後退させていたところ、清掃車の右側後部が相手方マンションの非常階段手摺に接触し、損害を与えた。